

米子市家族介護用品助成事業について

1 事業の概要

(1) 事業内容

在宅で要介護者を介護している家族を支援するため、介護用品の購入費に当てることができる家族介護用品助成クーポンを交付するもの

(2) 助成対象者

次のア及びイいずれにも該当する者

- ア 当該年度の4月1日において、本市に住民登録又は外国人登録をしている者のうち、要介護度4又は5と認定された在宅の者を主に介護している家族
- イ 要介護者、介護者双方が住民税が非課税世帯に属していること

(3) 対象用品（7品目）

大人用紙オムツ（尿取パッド、フラットを含む）、おむつカバー、使い捨て介護用手袋、
使い捨て清拭タオル、ポータブル用防臭剤、ポータブル用防水シート、防水シーツ

(4) クーポン

- ・1枚あたり2,500円分の上記対象用品が購入可能。
- ・支給月で支給枚数が異なるが、最大30枚（75,000円分）を支給。

(5) 利用実績

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
助成人数（人）	97	98	75	79	81	64	63	72
助成額（円）	4,986,529	4,744,571	4,255,818	4,054,133	4,532,136	3,530,594	3,145,664	3,724,356

(6) 登録事業所数

71事業所（令和6年10月15日現在）

2 主な経過

- ・介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業における任意事業のうち「介護用品支給事業」として、本市では平成12年から実施してきた。
(財源：国38.5%、県19.25%、第1号保険料23%、一般財源19.25%)
- ・本平成27年4月からの第6期介護保険事業計画において、原則、任意事業の対象外とし、平成26年度に介護用品支給事業を実施していた市町村に限り、例外的な激変緩和措置として、一定の要件の下で実施することが可能とされている。

3 激変緩和措置の詳細

(1) 第6期介護保険事業計画期間 (平成27年度から平成29年度まで)

平成26年度時点で介護用品支給事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとすること。



(2) 第7期介護保険事業計画期間 (平成30年度から令和2年度まで)

「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件とすること。



(3) 第8期介護保険事業計画期間 (令和3年度から令和5年度まで)

高齢者本人や世帯員の所得に応じた支給制限や、新規利用者について、個別の状況を踏まえて支給の必要性を判断することを実施の要件とすること。



(4) 第9期介護保険事業計画期間 (令和6年度から令和8年度まで)

市町村特別給付※及び保健福祉事業※等への移行を含めた計画的な事業の廃止・縮小に向けた取組を行うことを実施の要件とすること。

※市町村特別給付、保健福祉事業の比較

	市町村特別給付	保健福祉事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実現するもの。 「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。
財源	第1号保険料	第1号保険料
対象者	要支援・要介護認定者	保険者、家族等の介護者
特徴	<u>対象が要支援・要介護認定者に限定される。</u> また、財源が1号保険料100%のため、 <u>保険料へ影響する。</u> さらに、償還払であるため、利用者にとって手続きが煩雑。	特別給付と同じく、 <u>保険料へ影響する。</u> 特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。 <u>対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べ幅広い。</u>